

# 鳥取県庁及び尼崎市立地域研究史料館との意見交換について

## <鳥取県庁(平成27年9月24日訪問)>

- ・平成23年4月から公文書管理条例を施行
- ・公文書の廃棄に際して県民の意見を聴く手続が存在(条例で規定)
- ・公文書館を図書館及び文化会館と併設する形で設置



### ○公文書管理の条例化について

- ・条例化は、元々担当者レベルで問題意識があったことが発端にあり、公文書管理法の制定は渡りに舟であった。実際に制定に向けて動き出すと、知事からも色々な意見があった。
- ・条例案パブリックコメントを行った際、「条例制定によって手続きも煩雑になるため、拙速に進めるべきではない」という意見があった。
- ・条例の施行に当たってシステムの改修も行った。

## ○公文書管理条例の施行状況について

- ・電子決裁を行うと自動的に簿冊に掲載されることとなっている。電子決裁に添付されない政策決定過程を示すような関連文書については、紙媒体で保存している。
- ・公文書館への移管に当たっては館において評価選別を行っている。冊数が膨大であるため、グレーゾーンのものについてのみファイルの現物を確認している。
- ・行政文書の廃棄時に県民からの意見公募を行っている。これまで意見が出てきたことはない。その理由としては、元々の人口の少なさや高齢者率、また県民の関心度の高さがあまり高くないことが考えられる。中身を見ないと意見が言いづらいのかもしれない。廃棄時の意見公募は、県としての姿勢を示したものではないかと思う。



## ○図書館・文化会館との併設の目的及びその利用

- ・図書館については県の外れにあり、老朽化し狭隘となっていたこと、文化会館については当時県に設置されていなかったこと、さらに財政面では、当時の自治省が多目的複合施設建設を推進していたことも重なって、3館併設とした。
- ・図書館との併設については、総務や会計部門の兼務によるマンパワーの合理化や、清掃・エレベーター管理の一括委託による経費節約にもつながる。
- ・利用者は、研究者及び県職員が多い。夏休みは学生も増える。県職員の利用も多いことから、施設は県庁の近くにあった方がよいと感じている。

## <尼崎市立地域研究史料館(平成27年9月25日訪問)>

- ・尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例により昭和50年に設置
- ・尼崎市及び近隣自治体の歴史に関する文書を収集
- ・来館者は平成26年度2000人超

### ○利用について

- ・レファレンス記録をつけ、情報の蓄積と共有を行い、窓口において対応する職員によって、また同一の職員であっても時間の経過によって、対応に本来差が生じるものをなるべく均質化するようにしている。
- ・利用者層については、多様性を感じている。研究家だけではなく、市民も利用できるということが、口コミで広がっている。
- ・新規層の獲得については、PRで引っ張ってくることは難しいと考える。普及活動よりも、レファレンスをきちんと行い、その成果を発信・蓄積していくことで、口コミによってだんだん広がっていくのではないか

### ○人材について

- ・専門性はあくまで基礎条件であり、意識を持っていないと難しい。その上で、OJTによって市民への対応や情報共有等について身につけていく。



## ○地域史料館の役割について

- ・尼崎市の地域資料館の利用者が多い理由としては、専門職をきちんと位置付け、専門職の仕事を市の仕事として捉えるという考えにあると考えている。
- ・住民と県政・市政の媒介者として、対住民のインターフェースを充実させたり、県政・市政の視点からの戦略的アプローチや、シンクタンクとしての役割を検討することが大事。



## ○公文書管理条例の制定について

- ・公文書管理条例について、必要性はあると思うが、具体的な導入予定はない。
- ・お願いして引き取らせてもらっているという立場上、行政文書の廃棄に当たって改善指導等を行っていない。原課の判断を無視して移管とすることも難しい。条例化してもそこはあまり変わらないかもしれない。